

令和4年第1回七戸町議会臨時会 会 議 録

令和4年7月1日七戸町告示第72号で、令和4年第1回七戸町議会臨時会を7月12日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和4年7月12日 午前10時02分 開会

令和4年7月12日 午前10時46分 閉会

○応招議員（16名）

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 惠津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君
	7番	宥 清 悦 君		8番	岡 村 茂 雄 君
	9番	附 田 俊 仁 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	田 嶋 輝 雄 君		12番	三 上 正 二 君
	13番	田 島 政 義 君		14番	白 石 洋 君

○不応招議員（0名）

○町長提出案件

- 報告第19号 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 議案第49号 工事請負契約の締結について
(七戸小学校グラウンド改修工事)
- 議案第50号 工事請負契約の締結について
(荒熊内地区公共駐車場整備工事)
- 議案第51号 工事請負契約の締結について
(昭和橋橋梁補修工事)
- 議案第52号 工事委託に関する協定の締結について
(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 議案第53号 工事委託に関する協定の締結について
(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 議案第54号 物品購入契約の締結について

(七戸町営スキー場圧雪車購入)

議案第47号 令和4年度七戸町一般会計補正予算(第4号)

議案第48号 令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第1号)

○その他

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

**令和４年第１回七戸町議会臨時会
会議録（第１号）**

令和４年７月１２日（火） 午前１０時０２分 開議

○議事日程

- 日 程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程第 2 会期の決定について
- 日 程第 3 諸般の報告について
- 日 程第 4 提出議案一括上程
「報告第１９号 専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）」から「議案第４８号 令和４年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第１号）」までの、８議案、１報告を一括上程
(町長提出議案総括説明)
- 日 程第 5 報告第１９号 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 議案第４９号 工事請負契約の締結について
(七戸小学校グラウンド改修工事)
- 議案第５０号 工事請負契約の締結について
(荒熊内地区公共駐車場整備工事)
- 議案第５１号 工事請負契約の締結について
(昭和橋橋梁補修工事)
- 議案第５２号 工事委託に関する協定の締結について
(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 議案第５３号 工事委託に関する協定の締結について
(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 議案第５４号 物品購入契約の締結について
(七戸町営スキー場圧雪車購入)
- 議案第４７号 令和４年度七戸町一般会計補正予算（第４号）
- 議案第４８号 令和４年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第１号）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田恵津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
		支所長	
総務課長	仁和圭昭君		氣田雅之君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
介護高齢課長	三上義也君	健康福祉課長	井上健君
		会計管理者	
こどもみらい課長	佐々木和博君		高田美由紀君
		(兼会計課長)	
農林課長	原子保幸君	建設課長	鳥谷部勉君
商工観光課長	附田良亮君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	附田道大君	学務課長	鳥谷部慎一郎君
生涯学習課長			
(兼中央公民館長・ 南公民館長・中央図書館長)	田中健一君	世界遺産対策室長	相馬和徳君
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	鳥谷部伸一君
------	-------	-------	--------

○会議録署名議員

5番 小坂義貞君

6番 澤田公勇君

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

開議 午前10時02分

○開会宣告

○議長（瀬川左一君） ただいまから令和4年第1回七戸町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○会議宣告

○議長（瀬川左一君） 本日の会議を開きます。

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番小坂義貞君と6番澤田公勇君を指名いたします。

○日程第2 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

議長において作成しました議事日程及び説明員は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

○日程第4 提出議案の一括上程について

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について、報告第19号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）から議案第48号令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）までの、8議案、1報告を一括上程いたします。

町長から提出議案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和4年第1回七戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、議案の概要説明の前に、諸般の報告について申し上げます。

初めに、先週、7月8日、安倍晋三元首相が遊説中に凶弾に倒れ、亡くなるという訃報に触れ、大変大きな衝撃を受けております。このたびのような蛮行はいかなる場合も決して許されるものではなく、国家のために尽くした尊い命が奪われたことに、深い憤りと悲しみを禁じ得ません。安倍晋三元首相のこれまでの数々の御功績に深く敬意を表するとともに、謹んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思えます。

次に、一向に収束の見えない新型コロナウイルス感染症についてですが、本県の感染状況は、大型連休の影響は限定的で、一時は新規感染症患者の発生は減少しておりましたが、上十三保健所管内は依然として学校等のクラスターが確認されるなど、再び増加傾向にあります。また、全国的にも首都圏をはじめ、人口の多い都市部でコロナ再拡大の兆しも見え始め、第7波が懸念されております。

こうした中、当町は、6月6日以降についての各施設利用及びイベント・大会等の制限緩和措置を実施し、規模縮小ではありますが、3年ぶりに「しちのへ夏まつり・秋まつり」が開催される運びとなっております。また、各種スポーツ大会の開催予定も組み込まれてきているなど、徐々にではありますが日常生活の回復の兆しが見え始めてまいりました。

本県の感染状況は、いまだ予断を許さない状況ではありますが、町は、今後も感染拡大防止に関わる各種取組を進めながら、経済社会活動の回復に向けた取組についても着実に進め、その両立を図っていきたいと考えております。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第19号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、令和4年4月15日、町道館野・一の森線において、被害車両が走行中、道路の穴に落ち込み、車両右側、前後輪タイヤを破損した損傷事故について、相手方と和解が成立したので、この額を早急に支払う必要があるため専決処分したものです。

議案第49号工事請負契約の締結については、七戸小学校グラウンド改修工事の条件付き一般競争入札を令和4年6月30日に実施したところ、株式会社小又建設に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第50号工事請負契約の締結については、荒熊内地区公共駐車場整備工事の条件付き一般競争入札を令和4年6月30日に実施したところ、田中土木株式会社に落札と

なったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第51号工事請負契約の締結については、昭和橋橋梁補修工事の条件付き一般競争入札を令和4年6月30日に実施したところ、石田産業株式会社に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第52号工事委託に関する協定の締結については、七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に際し、日本下水道事業団と地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約を締結することについて、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第53号工事委託に関する協定の締結については、七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に際し、日本下水道事業団と地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約を締結することについて、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第54号物品購入契約の締結については、七戸町営スキー場の圧雪車購入に際し、公募型プロポーザル方式により選定された株式会社大原鉄工所を優先交渉権者とし、合意に達したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約を締結することについて、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第47号令和4年度七戸町一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に1億8,111万円を追加し、予算の総額を121億2,505万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に1億4,662万2,000円、繰入金に2,578万8,000円を追加するものです。

歳出の主なものは、総務費に1億5,675万2,000円、教育費に1,163万1,000円を追加するものです。

今回の補正の主なものは、国庫補助事業である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する増額補正です。

議案第48号令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に83万6,000円を追加し、予算の総額を908万3,000円とするものです。

歳入は、繰入金に83万6,000円を追加し、歳出は、総務費に83万6,000円を追加するものです。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に関する増額補正及び予算の組替えを行うものです。

以上が本臨時会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提出議案の説明を終わります。
これより議案審議に入ります。

○日程第5 報告第19号

○議長（瀬川左一君） 日程第5 報告第19号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。
これより質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがって、報告第19号は、原案のとおり承認されました。

○日程第6 議案第49号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 議案第49号工事請負契約の締結について（七戸小学校グラウンド改修工事）を議題といたします。
これより質疑に入ります。
発言を許します。

1番議員。

○1番（中野正章君） 前の資料で七戸町公共施設等マネジメント計画というのを、1年前、2年前、ちょっとはつきりしませんが、もらった資料で、公共施設のこれからの計画というので、一番上には総合アリーナ、次についているのが七戸小学校のグラウンド改修緑地広場整備ということで、令和4年、2億700万円の計画がついています。

こちらを見ると四千九百何十万円ということで、この違いはどういう理由でしょうか。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎） お答えいたします。

マネジメント計画に載せておりました金額につきましては、グラウンド改修、または

緑地広場の整備、またプール撤去、駐車場整備等総合的に入れた数字でありまして、今回提案しておりますグラウンド改修については、財政面的に国の交付金等も活用できる、またグラウンドの状況がかなり劣化が進んでいるということで、今回、計画より前倒しして工事をすることにいたしました。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 1 番議員。

○1 番（中野正章君） ということは、緑地広場整備とかプール撤去等は、今後計画に上がる可能性があるということでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎） お答えいたします。

緑地広場の工事につきましては、築山の撤去等も含めまして、今回グラウンド改修と併せて工事を発注いたします。そちらの入札につきましては、グラウンド改修と同じ日に行っております。工事費につきましては、約 3,000 万円ほどを見込んでおります。

また、今後、財政と協議しながらプールの撤去、または撤去した後の整備をどのようにしていくかということで、予算のほうを計画していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

○日程第 7 議案第 50 号

○議長（瀬川左一君） 日程第 7 議案第 50 号工事請負契約の締結について（荒熊内地区公共駐車場整備工事）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第51号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第51号工事請負契約の締結について（昭和橋
橋梁補修工事）を議題といたします。
これより質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第52号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 議案第52号工事委託に関する協定の締結について
（七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定）を議題といたしま
す。
これより質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第53号

○議長(瀬川左一君) 日程第10 議案第53号工事委託に関する協定の締結について(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

2番議員。

○2番(山本泰二君) 議案第52、53号、両方についての質問になるのですが、改築工事ということなのですが、どういったことに対する改築、不具合があったのか、それとも経年による改築なのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長(瀬川左一君) 上下水道課長。

○上下水道課長(町屋淳一君) お答えいたします。

議案書2ページ目の参考資料1の建設目的のところにも記載してございますが、下水道ストックマネジメント計画に基づきまして、令和4年度現在で20年経過している設備について改築を行い、施設の長寿命化を図るために実施するものです。

以上です。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第54号

○議長（瀬川左一君） 日程第11 議案第54号物品購入契約の締結について（七戸町営スキー場圧雪車購入）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第47号

○議長（瀬川左一君） 日程第12 議案第47号令和4年度七戸町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 8ページの18節中小企業・小規模事業者支援給付金3,000万円とあるのですけれども、この基準というのはどういう形で給付されたのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

中小企業・小規模事業者支援給付金につきましては、昨今の材料価格の高騰、燃料価格の高騰等を考慮して、1事業者当たり5万円の支援をするというものであります。昨年の経済センサスで、事業者数を約600程度想定している関係で3,000万円としております。できるだけ早く届けたいということもありますので、個人事業者、法人間わ

ず、事業者に対して一律5万円としてあります。大きい企業については、効果が薄いというのものもあるかもしれませんが、できるだけ多くの人にと、全ての人が影響を受けているということにしております。

なお、基本的に対象業種というのは限定しておりません。ただ、公務に関する機関、国、県、町、あるいは金融機関、郵便局、農協、商工会等、そういった機関は対象にはしておりませんが、基本的には全てを対象としております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 何か、みんなにあげるという平等性みたいに感じるのですけれども、例えば年間100万円売上げしている企業も、1,000万円やっている企業も、みんな同じという、これが平等かなという感じがしないわけでもありません。それはそれとして。

それから、9ページの6款の土地改良に関連して、前のときに聞かれて、今の転作の絡みの中で、農家と行政といろいろな形で集まって話をするとようになってきても、その後の展開はどうなっているのか。この前来た農政局の人の話を聞いても、特に土地改良の関係の話はなかなか、その状況の話はどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

質問の内容ですけれども、人・農地プランという部分で、今後10年、20年後、この農地は誰がやっていくのかとか、または畑地化対策とか、10アール当たり17万5,000円とかという事業等を、この前、国の職員が来て説明をいただいて、その中で、町の地域農業再生協議会という場で説明していただいて、今後の進め方といたしましては、人・農地プランについては、青森県で推進地区を3地区ほど県、国のほうでは指定して、今年度、実証実験をしながら進めていくということで、その中に七戸町も手を挙げて入っております。

今後、改良区等とも詰めて協議を進めていくということはもう決まっております。その中でいろいろ問題点を抽出し、改善して、達成できるように今後進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 前にも質問したのですけれども、前年度と今年度の2か年で、取りあえず、あれは終わるのですが、10万円とか17万というのは。そういう形の中で、まだ問題点が二つ、三つに分かれてあるのですよ。

まず一つの問題については、土地改良区がなくて開田して、もう畑地化になっている。ポンプとかも使えないという部分もありますよね、実際問題としてよ。これは、それが転作のうちに入る入らないは別問題として。その部分と、それから土地改良区に

入っている部分をどうするかという問題点があります。土地改良区の負担金というのはどういうふうになるのか。畑地化になると水田ではなくなるし、でも土地改良区はどういうふうにするのかという問題がありますよね。それから、17万幾らでも10万幾らでもいいのだけれども、それをもらうのは耕作者に来ますよね。たしかそうはずです。耕作しているという耕作者に。そうすれば、水田から畑地化になるということになるということは、地主の了解が必要ですよ。とすれば、その案分とか、耕作者といえど地主はうんというわけではないし、そういうあたりの見通しとかそういうのは、まだ方向性も何もまだ出ていないのですか。

分からなかったら分からないで、分かった範囲内で教えてください。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

今の畑地化対策の17万5,000円の交付は、耕作者に支払われるということになってございます。耕作者と貸し付けしている人と土地の所有者、その方々で協議をしていただいて、いいよという承諾書もらった上で耕作者が届出するというところで進めていきたいと考えてございます。

あとは、改良区の問題なのですけれども、畑地化対策になったとしても、基本的に改良区の賦課金は継続されるということで考えてございますので、それでもよかったら畑地化に手を挙げてくださいという考え方で今は進めてございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 前段の部分は、受益者とか、そういうのは。

ただ、改良区の点については、もっと詰めないで、例えば畑地化になったとしても、普通どこでも賦課金が反当あたり五千幾らぐらいだと思います。これは天間林地区も七戸地区も問わずね。そうすると、例えば10年なら10年で区切ってもいいですよ。だけれども、水田にならないのでしょうか。農業委員会は何も問題はありません、農地ですから。それはいいのですけれども、田んぼにしません。では、改良区というのは何のためにあるかという、水を持ってきて、それから今度は排水と。ここが一番の業務のはずなのです。それを管理するというのがね。

だけれども、この前も農政局の人にも話ししましたけれども、同じ農林省の管轄でしょう。もちろん部署は違いますけれどもね。その中で、片方は、それこそ米余っているから田んぼではなくて畑地化にしろと。それはそれで理解しているつもりなのですよ。だけれども、片方は水が要らなくなったと。もちろんそれは欲求があるのでしょうか。田んぼのど真ん中に畑地化したって、これはもちろん難しい。でも条件がそろったにしても、ましてや今現在でも水があまり便がよくないと。そういう形にしても、それがずっと永遠に続くというのはどうにも理屈が合わないですけれども、その辺は農林課長でなく、町長はどう考えるのですかね。理屈おかしいです、どう考えたっ

て。

そうなってくると、例えば改良区そのものは存続問題になってくると思います。そうなると、今度は逆に、キャパが小さくなったとするならば、削減するとか、例えば合併するとかということも必要になってきよいかと思うのですよ。そうしないと、ただただ改良区がありきという。でも、どう考えても理屈が合わないのですよね。改良区の存続そのものは用水と排水ですよ。これが第1条の規約の中にあるはずですよ。

でも、その水を持ってくるのも、排水はこれは出るからいいにしても、用水がなくなっても、改良区の賦課金を一生、何年か分、規定の中には、たしか何かの事情があれば10年間分を一回に払えば、地区外にするというのはあるのですけれども。でも、それも今の形では対応にならないはず、そうしたらどうしたって合わない話なのですよ。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

お答えというよりも、この関係に関するいろいろな報道を見ていると、水を使わないのに、何で賦課金を払わなければならないのと。これを外してもらいたいという、当然のこれは要望だと思いますけれども、今、議員おっしゃるとおり、これをやると、今度は土地改良の経営が成り立たないということにもなるみたいでありまして、この辺は、取りあえずは払わなければなりませんよというのは、今のところの見解みたいです。では、いつまでそうなのというのは、いわゆる最終のそれがはっきりしていない部分もあります。

それから、やっぱり今おっしゃったとおり、畑地化した場合でも、当然排水というのはこれは、いわゆる改良区の責任でこれを整備、管理していかなければならないと思うのですよね。ですから、全くもう払わないよということになれば、排水はどうなるのということにもなります。ですから、必ず大雨が降った場合でも排水はもう必要ということになります。これをやらないと畑地化になりませんのでね。ですから、この辺は恐らくだんだん議論が深まって行って、これこれ、いつまでに、これぐらいの割合とかというのは、だんだん出てくると思います。

今のところ、それがはっきりしておりません。はっきりしているのは、取りあえずは幾ら水を使わなくても、いわゆる土地改良区の賦課金は払わなければなりませんよというのは、いわゆるちゃんとした見解ではないけれども、いろいろな新聞等の報道で出ておりますので、そこらあたりが今のところ出ているということでもあります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 8ページ、2款1項18目18節農林業資材等高騰対策支援事業補助金の内容をお知らせください。もう一つ、一番下の原油価格・物価高騰対策給付金の内容もお知らせください。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

農林業資材等高騰対策支援事業補助金でございますが、内容といたしましては、農業を取り巻く状況が非常に厳しいということで、特に資材、肥料、飼料、または原油の部分が高騰しているということで、農林業の方々を救済するというので、最高額5万円です。1件当たり交付するという事業の内容でございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（井上 健君） お答えいたします。

原油価格・物価高騰対策給付金でございますが、現在のコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰に直結する生活困窮者等の生活の負担軽減に資する支援として給付するものです。対象は住民税非課税世帯、世帯数は約2,300件を予定しています。給付額は1万円としています。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 先ほどの説明で、今の18節のところ、企業に対してみんな一律にしたと、ですよね、商工観光課では。でも、今、同じ課なのですけれども、同じ資金を使って、同じ形でも、農林業のこれというのとは、面積割ですよね、多分ね。

いいです、これ最後にするから。

というのは、同じ補助金、町でやっている、扱っているのですよ。扱っている形は、同じ資金を使っているながら、片方については農家1戸当たりではないはずですから、当然として上限があったにしても、小さい人もあれば大きい人が当然かかる経費や損失の程度は違いますと。これはこれで理解しています。だけれども、とするならば、先ほどの中小企業にしても一律というのは、やっぱり何かおかしいと思うのですけれども、その辺の見解は誰かな、副町長しゃべるか。町長でもいい。

何か同じ行政の中において、片方は面積でやって、一人一人ある程度これは分かっているからできる部分ですけれども、片方については、分かっていないからそういうふうにならば一律とやったけれども、それではどうも基準が曖昧みたいな気がしているのですけれども。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） これは、本当はもう少し早く出したかったと思っていますけれども、一応議会の議決を経てということでもあります。

実は、米が安くなったときに、うちのほうは支援はしましたが若干少なかったのですよ。それに補うような形で今回、800の経営体が大体あると。これも一律で約4,000万円と。全く面積云々ではなくて、1経営体当たり5万円ということで支援をしたい

という内容であります。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第48号

○議長（瀬川左一君） 日程第13 議案第48号令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は、全て議了しました。

これをもって、令和4年第1回七戸町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時46分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和4年7月12日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員